

三重県警察旗の制式及び取扱いに関する訓令を次のように定める。

昭和54年1月5日

三重県警察本部長 若田 末人

三重県警察旗の制式及び取扱いに関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、三重県警察旗(以下「警察旗」という。)の制式及び取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(警察旗の制式)

第2条 警察旗の制式は、別表のとおりとする。

(警察旗使用の範囲)

第3条 警察旗は、次に掲げる場合に使用するものとする。

- (1) 警察署長会議
- (2) 仕事始め式及び仕事納め式
- (3) 表彰式、術科大会等県警察を挙げて行う行事
- (4) 初任科生の入校式及び卒業式
- (5) 前各号のほか県警察本部長(以下「本部長」という。)が必要と認めたとき

(警察旗の保管責任者)

第4条 警察旗の保管責任者は、警務部総務課長とする。

(警察旗の使用手続)

第5条 警察旗の使用については、それぞれの行事を主管する所属長が、保管責任者を経て本部長の承認を受けるものとする。

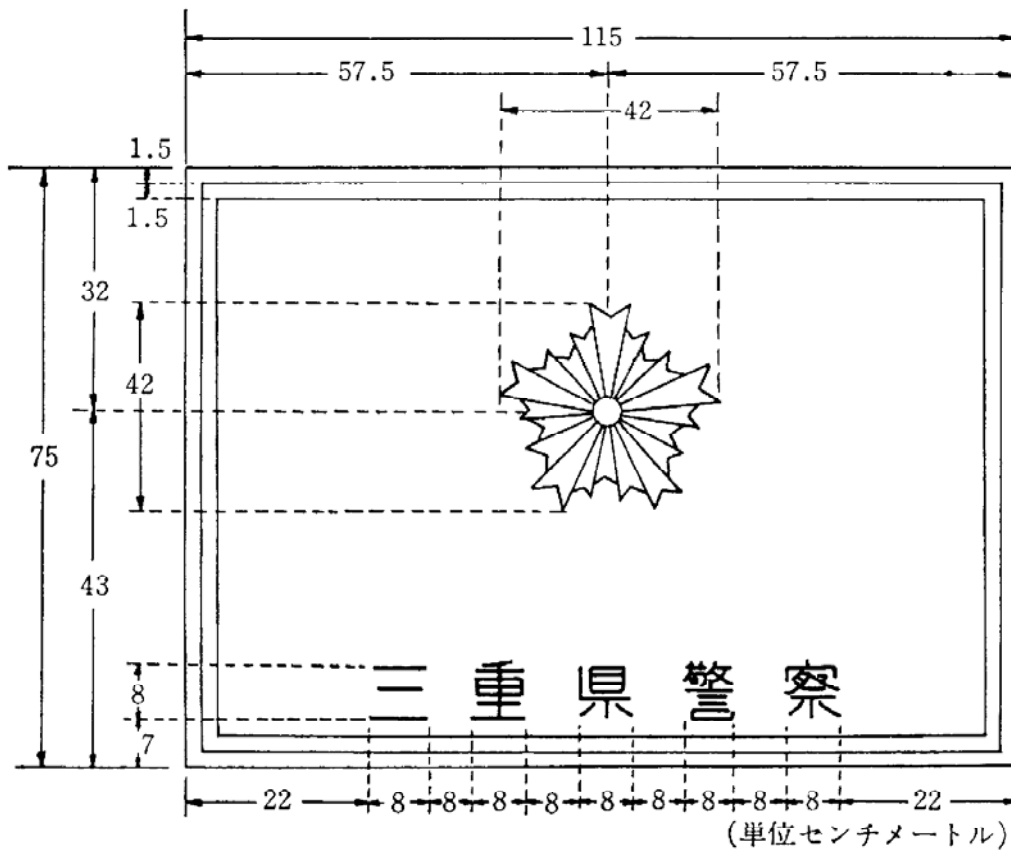
2 保管責任者は、前項の申請を受理したときは、別紙警察旗使用簿により承認を受けるものとする。

附 則

この訓令は、昭和54年1月5日から施行する。

別 表

三重県警察旗の制式



- 1 大きさ 縦75センチメートル、横115センチメートルとする。
- 2 地質・色 本絹綾錦裕・紫紺色とする。
- 3 標章 中央に直径42センチメートルの金色刺しゅうの旭日章を配する。
- 4 県警察名 旗の下部内側に沿って8センチメートル大の金色刺しゅうの「三重県警察」を表示する。
- 5 モール 旗の外周内側に1.5センチメートル幅の綾金モールを付す。

警 察 旗 使 用 簿

本部長	警務部長	課長	番号	使用する所属	使用期間	使用目的	使用責任者	取扱者	備考